



令和7年10月2日

令和6年度 外国人の子供の就学状況等調査の結果について

文部科学省では、全国的な外国人の子供の就学実態の把握を進め、全ての外国人の子供に教育機会が確保されるよう取り組んでいく必要があることから、令和元年度より全国的な「外国人の子供の就学状況等調査」を実施しています。

この度、令和6年度の調査結果をとりまとめましたので、公表します。

1 調査内容

(1) 調査基準日：令和6年5月1日

(2) 調査対象：市町村教育委員会（特別区を含む。）（1,741）

※広域連合や組合設置の教育委員会については、市町村単位で回答。

(3) 調査方法：都道府県教育委員会を通じ、調査依頼を发出（指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布）。

(4) 主な調査項目：就学状況の把握、就学促進の取組状況等

2 調査結果の概要

令和6年度における学齢相当の外国人の子供の就学状況は下表のとおり。

- 学齢相当の外国人の子供の人数（住民基本台帳上の人数） 163,358人
（前回調査より12,663人増加。8.4%増加。）
- 義務教育諸学校への在籍や不就学など、全ての項目において人数が増加
（不就学の可能性がある外国人の子供の数の合計(③+⑤+⑦) 8,432人
前回調査より169人減少。）

| | 住民基本台帳上の人数 | 就学 | | ③ 不就学 | ④ 転居・出国（予定含む） | ⑤ 就学状況把握できず | ⑥ その他 | ①～⑥計 | ⑦（参考）住民基本台帳の人数との差 |
|-----------|------------|-----------|---------|-------|---------------|-------------|-------|---------|-------------------|
| | | ① 義務教育諸学校 | ② 外国人学校 | | | | | | |
| 小学生相当合計人数 | 114,792 | 97,882 | 7,884 | 773 | 3,322 | 4,799 | 92 | 114,752 | 40 |
| 中学生相当合計人数 | 48,566 | 40,534 | 3,731 | 324 | 1,429 | 2,523 | 52 | 48,593 | -27 |
| 合計人数 | 163,358 | 138,416 | 11,615 | 1,097 | 4,751 | 7,322 | 144 | 163,345 | 13 |

- ※1 別添資料（R6 就学状況等調査結果）P.6の【結果を見る上での留意点】を参照のこと。
- ※2 不就学の外国人の子供の数は1,097人（前回調査より127人増加。令和5年度は970人。）
- ※3 ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑦には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校（国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校）については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。
⑥その他は①～⑤のいずれにも該当しない者（日本の義務教育諸学校や外国人学校には就学してはいないが、母国等の学校のオンライン教育を受講している等）である。
①～⑥の合計と住民基本台帳上の人数の単純な比較は適切ではないため、⑦はあくまで参考値である。
⑦には、⑤に計上されない「教育委員会が就学状況確認の対象としていないため、就学状況が不明な者」等が含まれると考えられる。なお、調査対象は各地方公共団体に住民登録がなされている外国人の子供、また生年月日を基準とした回答としているが、下学年での受入等実際の在籍状況を回答している場合がある。

（参考）学齢相当の外国人の子供がいる地方公共団体数

- ・ 学齢相当の外国人の子供が 1人以上いる地方公共団体数 1,288 (74.0%)
前回調査 1,260 (72.4%) より増加
- ・ 学齢相当の外国人の子供が 10人以上いる地方公共団体数 736 (42.3%)
前回調査 696 (40.0%) より増加

3 調査結果を踏まえた今後の対応について

- (1) 令和2年に策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に基づき、各地方公共団体では、就学状況把握等の取組が推進されたものと捉えているが、同指針に基づく取組がさらに進むよう周知していく。
- (2) 文部科学省の補助事業である「外国人の子供の就学促進事業」の活用等により、引き続き地方公共団体が行う就学状況把握及び就学促進のための更なる取組の推進を図る。
- (3) 前回調査と同様、今回の調査においても各地方公共団体における取組事例を公表する予定であり、教育委員会のみならず住民基本台帳部局等の関連部局含め地方公共団体に広く周知を行う。

<担当> 総合教育政策局国際教育課

課 長 釜井宏行

外国人児童生徒教育専門官 角屋理香

電話：03-6734-4917（直通）